

## 刈谷市 魅力あふれる公園づくり事業第 1 回サウンディング調査の事前質問一覧

質問事項	回答
<p>■岩ケ池公園と刈谷市総合運動公園の施設において、現時点で明らかな法的規制があるならご教授願いたい。</p>	<p>○岩ケ池公園            (森と水の冒険エリア・森の中のステイエリア・地域の森エリア)            ・森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象となる森林があるため、届出が必要            ・特定都市河川浸水被害対策法第 35 条に規定する雨水浸透阻害行為について協議が必要</p> <p>○刈谷市総合運動公園            (+ (プラス) スポーツエリア)            ・農振法第 1 3 条第 2 項の農振除外の手続きが必要            ・特定都市河川浸水被害対策法第 35 条に規定する雨水浸透阻害行為について協議が必要            (リバーサイドエリア)            ・河川法第 2 4 条及び第 2 6 条の許可が必要</p>
<p>■各公園の事業計画スケジュールをご教授下さい。            ■各公園の公募時期のスケジュールをご教授下さい。</p>	<p>構想に示したエリアや個別の取り組みごとの活用イメージの実現を目指してまいります。その一方で、事業の平準化を図るため、今年度に、喫緊の課題や今回のサウンディング調査結果などを視点に優先度を評価し、事業の着手時期を設定したうえでロードマップ(事業計画スケジュール)を策定いたします。</p>
<p>■各公園の総事業費をご教授下さい。</p>	<p>各公園の事業費については、ロードマップを策定した後、各公園整備に向けて具体的な検討を進めていく中で算出を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>■実施要領 P4. 【(3) サウンディング参加者の取扱い】「サウンディングへの参加は、公募の際の優位性について加点評価対象とすることを検討しています。」とありますが、具体的にどのような加点評価をされることを検討されていますでしょうか。</p>	<p>加点評価につきましては、今後、各公園の整備を官民連携事業により公募で実施する際に、加点評価項目を設けることを検討しています。</p>